（水産庁増殖推進部長）農林水産技官　香川　謙二
日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会日本政府代表を免ずる
漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を免ずる
（同）同　香川　謙二
（欧州局長）外務事務官　上月　豊久
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会委員を免ずる（各通）
（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使）同　岡田　隆
国際労働機関理事会日本政府代表代理を命ずる（以上十月二十六日）
（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　早田　尚貴
願に依り本官並びに兼官を免ずる（十月二十七日）
特命全権大使　山口　祐志
同　番馬　正弘　同　渡邉　利夫
同　三田村秀人　同　田　正樽
同　星　秀明　同　伊川　哲雄
同　鈴木　一泉　同　遠藤　茂
同　齊藤　隆志　同　難波　充典
願に依り本官を免ずる（各通）（十月三十日）

法　務　省

○定年退官
仙台区検察庁副検事淡野　豊は´検察庁法第二十二条の規定により十月二十七日限り定年退官

外　務　省

（グルジア国駐箚）特命全権大使　蒲原　正義
グルジア国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる
（査察担当）（十月二十日）

最高裁判所

東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　磯尾　俊明
富山地方裁判所判事補に補する
兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する
富山簡易裁判所判事に補する（十月二十三日）
大阪簡易裁判所判事　里川　幹雄
東大阪簡易裁判所判事に補する
東大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（十月二十六日）

○定年退官
簡易裁判所判事三浦正信は十月二十五日限り定年退官

官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の二十七第一項の規定により´株式会社日本信用情報機構より届出があったので´同法第四十一条の二十七第二項の規定により公示する°
平成二十四年十一月一日　金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第四十一条の十四第一項第二号に掲げる事項の変更
法第41条の14第１項第２号の規定に係る事項の変更
株式会社日本信用情報機構本社所在地の変更

営業所名	変　更　前	変　更　後	変更日（曜日）
本社	東京都千代田区神田多町２－１神田進興ビル	東京都千代田区神田東松下町41－１	平成24年10月９日（火）

中国地方整備局公示

一級河川旭川水系旭川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成24年11月１日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
①小型船舶（ＦＲＰ製）　１隻
②桟橋（木製）　１箇所
③桟橋（木製）　１箇所
④桟橋（木製）　１箇所
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
⑴　保管した工作物の放置されていた場所　岡山市中区江並地先
⑵　当該工作物を除却した日時
①平成24年９月10日午前11時
②平成24年９月10日午前９時
③平成24年９月10日午前11時
④平成24年９月10日午後３時
3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日時　平成24年９月18日午前９時
⑵　保管場所　岡山市東区金岡東町一丁目七番八号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所西大寺出張所
4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。
5　問い合わせ先　岡山市北区鹿田町２丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193

告　　示

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、富山労働局の関係事業主を代表する者子吉豊の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名するため官報公示したところであるが、期限までに推薦が生じなかったため、再度公示することとしたので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年11月１日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、富山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成24年11月12日
4　推薦書及び添付書類提出先　富山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。